

マスコットキャラクター「ふれあちゃん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県教育委員会及び茨城県内高校生の芸術文化活動のマスコットキャラクター「ふれあちゃん」(以下「マスコット」という。)を使用する場合(茨城県高等学校文化連盟並びに茨城県内の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において使用する場合を除く。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「ふれあちゃん」とは、第38回全国高等学校総合文化祭(いばらき総文2014)に際し、制作された別紙に掲げるマスコットデザイン及びこれを展開したものをいう。

(申請)

第3条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめ「ふれあちゃん使用承認申請書(様式第1号)」(以下「申請書」という。)を茨城県教育庁総務企画部総務課長(以下「総務課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる図柄を変更又は改変することなく使用する場合はこの限りでない。

(1) 茨城県教育庁本庁、教育事務所及び学校以外の教育機関が使用するとき。

(2) その他総務課長が適当と認めたとき。

2 マスコットを営業又は販売物に使用しようとする者は、あらかじめ総務課長と協議した上で、申請書を提出するものとする。

(承認の範囲)

第4条 総務課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

(1) 茨城県教育委員会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 茨城県教育委員会の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。

(3) マスコットを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

(4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。

(5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) その他総務課長が不適切と認めたとき。

(承認)

第5条 総務課長は、前条の承認をするときは、「ふれあちゃん使用(変更)承認通知書(様式第2号)」(以下「通知書」という。)により通知する。

(使用料)

第6条 マスコットの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、総務課長の指示する使用条件に従うこと。
 - (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
 - (3) イメージを損なう展開、応用又は使用をしないこと。
 - (4) 原則として、マスコットに近接して「ふれあちゃん」と表記すること。
 - (5) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに総務課長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- 2 マスコットを使用する者は、次の各号について、県の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。
- (1) マスコットが掲載された商品(パッケージを含む)
 - (2) マスコットが掲載された商品又は印刷物等を発行した企業
- 3 マスコットを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第8条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ふれあちゃん使用変更承認申請書(様式第3号)」を総務課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、第5条の規程を準用する。
- 3 マスコットを使用する者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 総務課長は、マスコットの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、「ふれあちゃん使用承認取消通知書(様式第4号)」により通知する。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

(責任の不存在)

第 10 条 前条の規定により、総務課長がマスコットの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、茨城県はその責めを負わない。

2 マスコットの使用承認を受けた者がマスコットの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合は、茨城県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、マスコットの使用に関して必要な事項は、総務課長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ふれあちゃん使用承認申請書

年 月 日

茨城県教育庁総務企画部総務課長 殿

(所在地) 〒
住 所
(名称及び代表者名)
氏 名

下記のとおり、デザインを使用したいので申請します。

記

使用対象物件 (使用するデザインの番号)	
使用目的及び使用方法	
使用期間 (最長1年間とする)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用数量	
連絡先 (担当者, 電話番号等)	

【添付書類】

- ①申請者の概要 ②企画書(レイアウト, 原稿等) ③その他参考になるもの

※商品に使用する場合のみ, 下表に記入してください。

項目	内容
商品名	
材料・種類・サイズ	
販売価格(税込価格)	
販売数量	
販売地域及び箇所	

ふれあちゃん使用（変更）承認通知書

年 月 日

殿

茨城県教育庁総務企画部総務課長

令和 年 月 日付けで申請のあったデザインの使用（変更）については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 デザインの使用に関しては、「マスコットキャラクター「ふれあちゃん」使用取扱規程」及び「ふれあちゃん使用承認（変更）申請書」の内容を遵守すること。
- 2 承認番号を明示すること。
承認番号：承認第 号
- 3 使用期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

ふれあちゃん使用変更承認申請書

年 月 日

茨城県教育庁総務企画部総務課長 殿

(所在地) _____
〒 _____
住 所 _____
(名称及び代表者名) _____
氏 名 _____

令和 年 月 日付け承認第 号で承認を受けた内容について、
下記のとおり変更したいので申請します。

記

項目	変更前	変更後
使用対象物件		
使用目的及び 使用 方 法		
使 用 期 間		
使 用 数 量		
連 絡 先		
そ の 他		

※商品に使用する場合のみ、下表に記入してください。

項 目	変更前	変更後
商品名		
材料・種類・サイズ		
販売価格(税込価格)		
販売数量		
販売地域及び箇所		

ふれあちゃん使用承認取消通知書

年 月 日

殿

茨城県教育庁総務企画部総務課長

令和 年 月 日付け承認第 号で承認した内容について、下記
のとおり承認を取り消します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 4 使用数量
- 5 承認取消理由